

川崎市幸区公告第 4 1 号

川崎市印鑑条例（昭和 5 1 年川崎市条例第 8 号）第 1 2 条第 1 項第 6 号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第 2 項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和 8 年 8 月 2 4 日

川崎市幸区長 山口 美穂

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

※別紙は、省略とする。